

第2部 相続で未来へつなぐ 「争族」にならないために知って安心

1 遺言書と遺言書保管制度

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

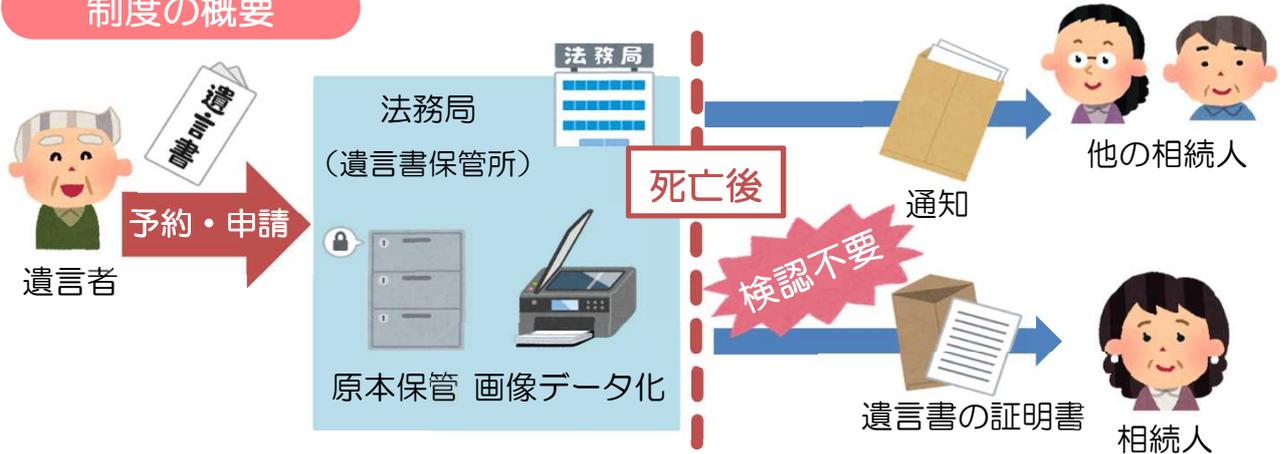
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

| | 自筆証書遺言 | 公正証書遺言 |
|----------|---|--|
| 作成方法 | 遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する ※財産目録は、パソコンで作成したもので可 | 遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする |
| 保管方法 | 遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける 法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します ・プライバシーを確保できます | 原本は公証役場において厳重に保管される 安心安全 |
| 家庭裁判所の検認 | 必要 法務局に預けた場合、検認は不要です | 不要 |
| メリット | ・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない | ・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない |
| デメリット | ・内容に不備があると無効になる可能性がある 法務局に預けた場合、方式の外形的なチェックを受けられます ・自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合相続人に発見されないことがある | ・財産の価格に応じた手数料がかかる 法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります 法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます |

法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

自筆証書遺言書を法務局（遺言書保管所）で預かり、長期間適正に保管する制度です。遺言者がお亡くなりになった後は、相続人等は遺言書の証明書の交付などを受けることができます。

制度の概要



保管申請の手続は??

- ・遺言者ご自身で遺言書を作成し、管轄の法務局に予約をして、直接本人が申請します。
- ・申請書と添付書類のほか、マイナンバーカードなどの本人確認書類が必要です。
- ・遺言者死亡時に、遺言書が法務局に保管されていることを通知する方を、相続人等の中から1名指定することができます。



法務局では遺言書の外形的な審査を行います。ただし、遺言書の内容に関するご質問・ご相談に応じることはできません。

相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の交付や、遺言書の内容の閲覧を全国の法務局（遺言書保管所）に請求できます。
- ・遺言者が希望した場合、遺言者が指定した相続人等の中の1名の方に遺言書を保管していることを法務局から通知します。
- ・相続人等の一人が遺言書の証明書を取得したり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人等に通知します。
- ・法務局に保管された遺言書は、家庭裁判所での検認が不要です。

手数料

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 遺言書の保管の申請 | 3,900円 |
| 遺言書の閲覧の請求 | 1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧） |
| 遺言書情報証明書の交付請求 | 1,400円 |
| 遺言書保管事実証明書の交付請求 | 800円 |

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPのQRコードから！手続には予約が必要です。



※1通あたりにかかる手数料